

高島市社会体育施設における新型コロナウイルス感染防止対策

令和2年6月1日

高島市教育委員会 市民スポーツ課

本施設では、令和2年5月14日にスポーツ庁が示した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に基づき、以下の感染防止対策を行っています。利用者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、本施設での感染防止対策が徹底されていないことが確認された場合、本施設利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症した、または、感染拡大の可能性が報告された場合においては、再度、施設の休館等を行うこととなります。

また、新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本対策は、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることにご留意をお願いします。

1. 施設の予約時の対応

施設の予約受付に際し、感染拡大の防止のために利用者が遵守すべき事項は以下のとおりです。これを遵守できない利用者には、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めることがあります。

①利用者が以下の事項に該当する場合は、利用の見合わせを求めます

- 体調がよくない（例：発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある

②マスクを持参してください（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用してください）

③こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください

④他の利用者、施設管理者等との距離（できるだけ2 m以上）を確保してください（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

⑤利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください

- ⑥感染防止のために施設管理者が定めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従ってください
- ⑦利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください

2. 当日の利用受付時の対応

本施設では、施設の利用当日の受付時に以下の事項を利用者に確認するとともに、書面の提出を求めています。

- ①発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方は入場いただけません
- ②利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行います
- ③利用者から以下の事項を記載した書面の提出を求めます（当該書面は、本施設で万が一感染が発生した場合に備え提出を求めるものです。感染者が発生した場合には、疫学的調査のために保健所等に当該名簿を提供することについての同意をお願いします）
 - ア) 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）、利用当日の体温
 - イ) 利用前2週間における以下の事項の有無
 - 平熱を超える発熱
 - 咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
 - だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - 嗅覚や味覚の異常
 - 体が重く感じる、疲れやすい等
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触
- ④利用者がマスクを準備している
- ⑤施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けること

3. 利用者が遵守すべき事項、運動・スポーツを行う際の留意点

本施設の利用者が遵守すべき事項や留意点は以下のとおりです。

《遵守事項》

- ①以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。
(利用当日に書面で確認を行います)
 - ☑ 体調がよくない場合 (例：発熱、咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ☑ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ☑ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ②マスクを持参してください (受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用してください)
- ③先の利用団体が退館 (退場) するまでは、施設内に立ち入らないでください
- ④こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施してください
- ⑤手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参してください。
- ⑥使用中は、1時間につき1回、10分程度 (または30分につき1回、5分程度)、2方向の窓等を全開するなどの方法で換気を行ってください
- ⑦他の利用者、施設管理者等との距離 (できるだけ2 m以上) を確保してください (障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- ⑧スポーツ用具については、複数の利用者が共用しないようにするため、利用者が所有するスポーツ用具を持参してください
- ⑨利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください
- ⑩ロビーや休憩スペースなどの共用スペースでは、一度に休憩する人数を減らし、対面での会話などは避けてください
- ⑪使用後は、利用された共用物品や複数の利用者が触れると考えられる場所 (ドアノブ、電気スイッチ等) を清拭消毒してください
- ⑫鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して持ち帰ってください
- ⑬使用終了後は、施設内で会話などされることなく、速やかにお帰りください
- ⑭利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください

⑮施設利用前後のミーティングや懇親会等においても3つの密を避けてください

⑯感染防止のために施設管理者が定めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従ってください

《留意点》

①十分な距離の確保

- ☑ 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- ☑ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- ☑ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意する必要があること
（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

②位置取り：走る、歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

③運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

④タオルの共用はしないこと

⑤飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること

⑥飲食については、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと

⑦飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと

⑧イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと

- ☑ 利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- ☑ スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること
- ☑ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

4. 施設管理者が対応する事項

本施設では、感染拡大の防止のため以下の取り組みを行っております。

①手洗い場所

- ☑手洗い場には石鹼を用意します
- ☑「手洗いは30秒以上」等の掲示をします
- ☑利用者にマイタオルの持参を求めます
- ☑手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒薬を用意します

②更衣室、休憩スペース

- ☑他の利用者と密になることを避けるため（障がい者の介助を行う場合を除く）、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じます
- ☑室内またはスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、定期的に清拭消毒を行います
- ☑換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮します
- ☑管理人が使用する際は、入退室の前後に手洗いをします

③洗面所

- ☑トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、定期的に消毒を行います
- ☑トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します
- ☑手洗い場には石鹼を用意します
- ☑「手洗いは30秒以上」等の掲示をします
- ☑利用者にマイタオルの持参を求めます

④スポーツ用具の管理

- ☑利用者にスポーツ用具を持参してもらうよう指導します
- ☑やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした上で、定期的に消毒します
- ☑スポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者を特定するとともに、貸出前後に消毒します

⑤観客の管理

- ☑施設に観客を入場させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じて、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応を行います

- ☑ 大声での声援を送らないことや会話を控えること、観客も必ずマスクを着用すること等の声掛けを行います

⑥運動・スポーツを行う施設の環境

- ☑ 換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れるなどの換気を行います
- ☑ 利用団体の入れ替わりに際しては、先の利用団体が退館（退場）するまでは、後の利用団体が施設内に立ち入らないように指導します
- ☑ 体育館の床を定期的に清掃します
- ☑ プールの水質基準を適切に管理するなど、関係法令等に従います
- ☑ プールにおいては、例えば遊泳プール等で密な状態（いわゆる芋洗い状態）とならないように指導します
- ☑ 体育館等においても、密な状態とならないように指導します

⑦施設の出入口

- ☑ 手指の消毒設備を設置します
- ☑ 施設利用時の利用者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示します

⑧ゴミの廃棄

- ☑ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、持ち帰っていただくよう指導します
- ☑ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用します
- ☑ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗った上、手指消毒をします

⑨清掃・消毒

- ☑ 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃します
- ☑ 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、終業後に清拭消毒します

⑩その他

- ☑ イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うように指導します
・利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行う

- ・スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する
- ・飲料物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させる
- ☑万が一感染が発生した場合に備え、利用当日に利用者より提出を求めた書面については、個人情報の取扱いに十分注意しながら、保存期間（3年）の満了後、適切に廃棄処分します
- ☑受付窓口に透明ビニールカーテンを設置します
- ☑受付窓口に利用者が距離を置いて並べるように目印を設置します
- ☑受付窓口にトレイを設置します
- ☑各事項がきちんと遵守されているか施設内を定期的に巡回・確認します
- ☑受付時や施設内を巡回する際にはマスクを着用します
- ☑管理人は、出勤前に自宅で検温・体調確認を行います（発熱（例えば平熱より1度以上）、息苦しさ、強いだるさや軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止します）

以上